

お客様各位

2025 年 3 月 17 日
株式会社サッコウケン

確認済証、評価書等への押印の廃止のお知らせ

平素より、株式会社サッコウケンをご利用いただき誠にありがとうございます。

2024 年 12 月 27 日付で公布された、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国交省令第 111 号）」に伴い弊社において下記とおり押印は行わないことといたします。

また、これに関連して電子申請における確認済証等の電子交付が可能となったため、電子申請においては電子交付を基本とさせていただきますので、あわせてお知らせいたします。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、これに伴い通知・交付書類、副本等の電子データへの保護の取り扱いを見直すことにいたしましたので、あわせてお知らせいたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【押印の廃止について】

1. 開始日 2025 年 4 月 1 日交付分より
2. 対象業務 確認検査業務、住宅性能評価業務（長期使用構造等確認を含む。）建築物エネルギー消費性能適合性判定業務

その他の業務につきましても、準備が整い次第、順次対応を予定しています。

【電子申請における確認済証等の電子交付】

1. 開始日 2025 年 4 月 1 日以降に弊社がアップロードする確認済証等の電子データより
2. 対象業務及び変更内容

■対象業務：確認検査業務、住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素認定、性能向上認定、BELS、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務

■変更内容：各業務共通して、通知・交付書類、副本等の電子データにパスワード等の保護は致しません。

以上